令和７年４月以降の農地の売買及び賃貸借について

令和７年４月以降に行われる農地の売買及び賃貸借は、（原則として全て）新制度となる「農用地利用集積等促進計画」により公益財団法人北海道農業公社（＝公社）を通じて行うよう変更になります。

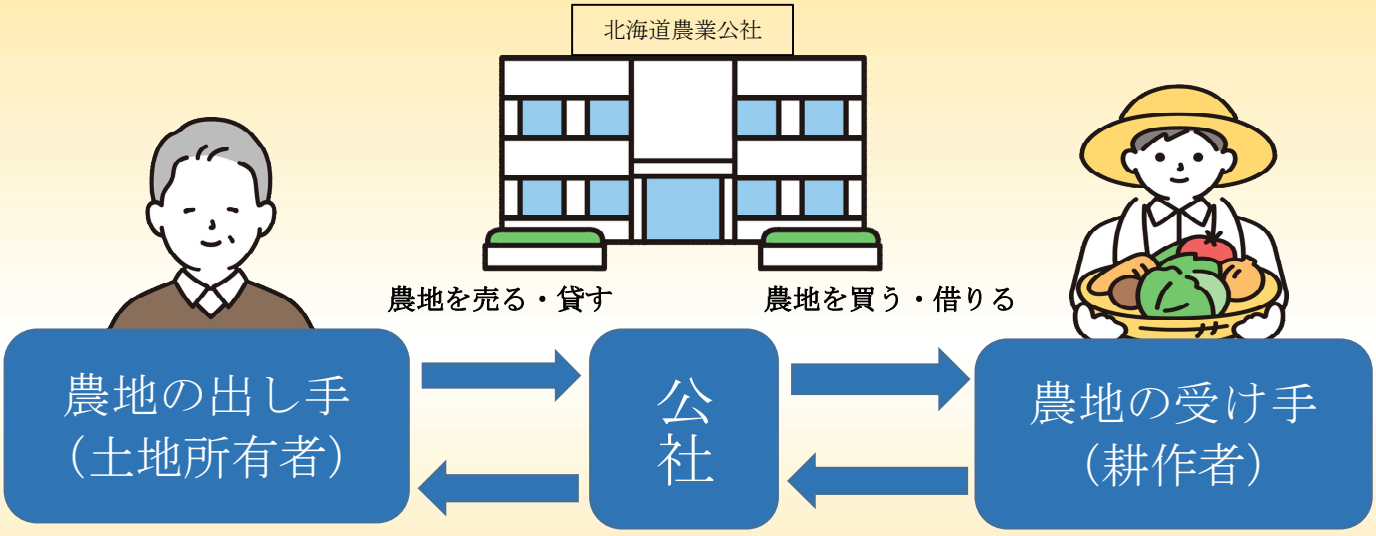

※公社は事業運営経費に充てるため、農地の出し手と受け手に対して手数料を徴収します。（賃貸借の場合は当分の間免除予定）

・ただし、農地の売買及び賃貸借にかかる利用調整については、これまでどおり地域の農業委員が行います。
・売買及び賃貸借手続きに時間がかかる場合がありますのでご了承ください。

農用地利用集積等促進計画に係る手数料について

【賃貸借】

賃貸借については、事業実施に要する経費が国及び道の補助金により賄われることから、手数料は当面徴収しないこととします。なお、将来、補助金が減額されるなど状況に変化が生じた場合には、再び徴収することを検討します。

【売買】

売買については、道の損失補填を受けて買入資金を調達し、また、事業実施に要する経費については、国の補助により一部賄われていますが、人件費や事務所管理費などの業務費や共通管理費が補助対象外となっています。こうした状況から、公社においては、補助残や補助対象外経費に充当するための財源を、農用地等の出し手、受け手から手数料として徴収することとしています。

【売買手数料の徴収方針】

区分	貸付タイプ ※公社が農用地等を買入後、受け手に一定期間貸し付けて売り渡す。	即売りタイプ ※貸し付けを行わず、公社が購入後、受け手に農地を売り渡す。
出し手	買入価格の２％の手数料	買入価格の２％の手数料
受け手	売買手数料は徴収しない ただし、買入価格の１％を貸付手数料として毎年１回徴取	売渡価格の１％の手数料